

第4章

地域が輝き、誰もが共に活躍できるまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

第1節 一人ひとりが尊重される社会の実現

1 一人ひとりが尊重される社会の実現



基本方針

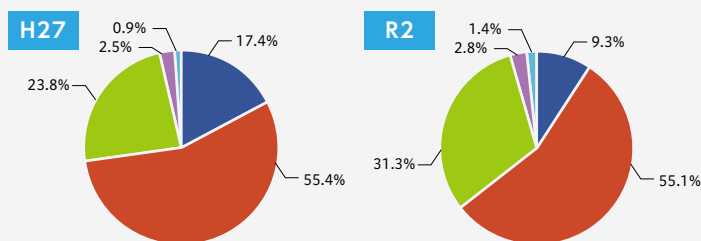
全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、国籍、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

● 現状と課題

- 人権三法(部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法)の施行等、法整備が進んでいますが、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっています。また、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめ問題やインターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じています。
- これまでの人権教育・啓発は、他者への「思いやり・やさしさ」という心のあり方を中心に進めてきました。今後は、心のあり方に加え、誰もが人権が保障されている「権利主体」を強調した人権教育・啓発を進める必要があります。また、自らの権利を守り、自分らしさを実現するためには、法を理解し、使いこなす力を育成することも必要です。
- 人々の中に形成された性別に基づく固定的役割分担意識、性差に関する偏見は依然として根強く残っており、男女があらゆる分野で対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現が必要です。
- 企業における管理・監督的業務従事者に占める女性割合が低く、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む企業は微増にとどまっています。仕事と家庭生活を両立でき、個性と能力を発揮して活躍できる取組が必要です。
- ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶が課題となっています。
- 外国人や外国にルーツのある人が安全・安心して生活できる支援と、地域社会へ参画できる体制づくりが必要です。

● トピック

糸魚川市民で人権や差別問題に関心を持っている人の割合



H27と比較すると「かなり関心がある」「少し関心がある」と回答した人の割合は、8.4ポイント減少しています。

(資料：人権意識市民アンケート結果)

◆ 審議会等に占める女性委員の構成割合

	糸魚川市 各年4月1日現在	新潟県 各年6月1日現在
H27	26.9%	37.0%
H28	27.2%	38.5%
H29	27.1%	38.9%
H30	25.8%	38.4%
R元	25.0%	37.5%
R2	25.2%	36.4%

(資料：内閣府男女推進施策の推進状況調査及び新潟県男女共同参画計画)

審議会等に占める女性委員の構成割合は、減少傾向であり、県と比較しても低い状況です。

施策の方向

①人権意識の高揚と人権啓発の推進

- 「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定し、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて人権教育を推進します。
- 人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- 一人ひとりの人権を認め合い、共に生きる社会の実現のため、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。

②男女共同参画の推進

- 性別に関係なく、全ての人が自らの意思で多様な生き方を選択でき、あらゆる分野でその責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会を実現するため、「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、関係機関、関係団体と連携して、各種事業に取り組みます。
- 市民意識の向上のため、啓発活動の充実と講演会、研修会などの学習機会を提供します。
- ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪など、あらゆる暴力の根絶を推進するとともに、様々なハラスメント等を許さない意識啓発を推進するため、各種相談機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みます。
- ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発とハッピーパートナー企業(新潟県男女共同参画推進企業)の登録を促進します。

③多文化共生の推進

- 市内在住外国人や外国にルーツがある人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや悩みごと相談などの支援事業を実施します。
- 日本語での会話が難しい外国人を対象として、医療通訳や行政通訳を実施します。



市内小学校での人権学習会

● 施策指標

指 標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	64.5%	75.0%	85.0%
審議会等に占める女性委員の構成割合	25.2%	35.0%	40.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、全ての人の人権を尊重しつつ、個性や能力を發揮できる社会づくりに努めます。 ハッピーパートナー企業は、男女共同参画の推進に取り組みます。 法務局・人権擁護委員は、人権相談会の開催、各種啓発事業の実施に努めます。	人権尊重や男女共同参画推進における講演会、研修会など各種啓発事業や相談しやすい体制整備を行います。

第2節 地域で活躍する人材の支援

1 若者定着の促進



基本方針

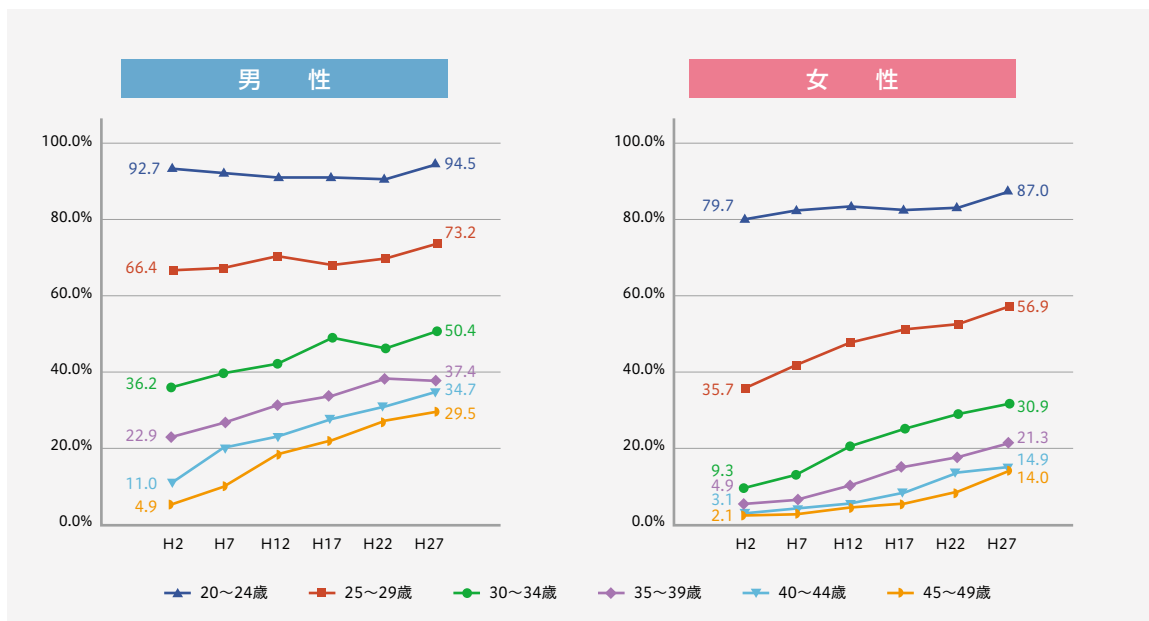
若者の多様な出会いや新たなつながりをきっかけに、若者がより輝くことができる環境を整備することで、地域活躍人材の定着を促進するとともに、結婚を希望する人へのサポートの充実を図り、生きがいを持ち暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指します。

● 現状と課題

- 就学や就職による若者の流出に歯止めがかからず、子育て世代人口も少ない状況であることから、地域づくりやまちづくりに参画する人材が不足しており、多様な出会いや新たなつながりの場の創出が必要です。
- 若者が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに向け、学ぶ機会やスキルアップの場を支援する必要があります。
- 結婚に対する価値観が多様化する中、年代別、男女比の違いもありますが、未婚化の上昇や晩婚化の影響により、出生数は減少傾向にあります。出会いの場の創出を含め結婚を希望する人へのサポート体制や支援制度の在り方が課題です。

● トピック

未婚率の推移



男性の方が女性よりも未婚率が高い状況にあります。また、ほぼすべての年代において、未婚率が上昇しています。

(資料：国勢調査)

施策の方向

①若者の活躍・交流

- 若者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすための活動の幅を広げていくためには、多様な出会いや新たなつながりがきっかけとなります。魅力ある人や楽しいと感じる取組には人が集まることから、より輝くことができるための各種交流や若者が活躍しやすい場を提供していきます。
- 企業同士の交流会支援や地域課題解決型イベント、ライフプランセミナーの開催など、自分らしい生き方を考えるきっかけから、若者の多様な出会いと新たなつながりの場づくりを支援します。
- 若者のまちづくり団体の立ち上がりや交流を支援し、若者の活動の広がりや地域で活躍する若者の育成を推進します。

②リカレント教育^{※1}の推進

- 若者の定住・定着につながるよう、スキルアップの機会創出などの取組を調査研究します。

③結婚を希望する男女への支援

- 結婚に向けた意識啓発や縁結びコーディネーターによる出会いから結婚に至るまでのサポート体制を充実させるとともに、婚活イベント等への開催支援や結婚相談所への入会支援等を実施します。



25歳同級生の手作りによる交流会



多様な出会いや新たなつながりに向けた交流会

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
20～39歳人口の割合	14.0%	13.5%	13.0%

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民一人ひとりが「できることから始める」を実践することが大切です。 縁結びコーディネーターや民間事業者は、若者の出会いの場の創出や情報周知に協力します。	まちづくり活動への支援や環境整備を行います。

※1 リカレント教育：社会人の学びからスキルアップを図り、仕事等に活かすこと。

第2節 地域で活躍する人材の支援

2 移住定住の促進



基本方針

本市への円滑な移住に向け、魅力ある糸魚川暮らしを効果的に情報発信するとともに「暮らす・働く」際の受入態勢の充実及び支援制度の確立から、地元出身者も含め地域に根付く多様な人材の確保に努めます。

● 現状と課題

- 本市の人口は令和3年4月時点で41,010人と毎年約800人ペースで減少しており、特に若者や女性の東京圏への流出が止まりません。人口減少は経済活動の縮小や税収の減少、コミュニティ機能の低下など、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- 第1期糸魚川市総合戦略では、各種支援制度の充実により、移住定住策を図ってきましたが、自然減の加速と社会減の増加から、地域社会の担い手不足が一層深刻となっています。
- テレワークの浸透によるリモートワークの普及や地方に生活拠点を移す二地域居住の進展など、UIターン者の移住や働き方に対する考え方も多様化しており、特に若者、子育て世代から選ばれる地域となるためには、新しい価値観に対応できる地方創生を推進していく必要があります。
- 移住希望者の希望に沿った情報提供、地域や企業による理解と受入態勢の充実、そして移住者に寄り添った支援制度の確立により、関係人口の創出からゆるやかな移住を進めていく必要があります。

● トピック

◆ 支援制度利用による移住者数の推移

(単位：人)

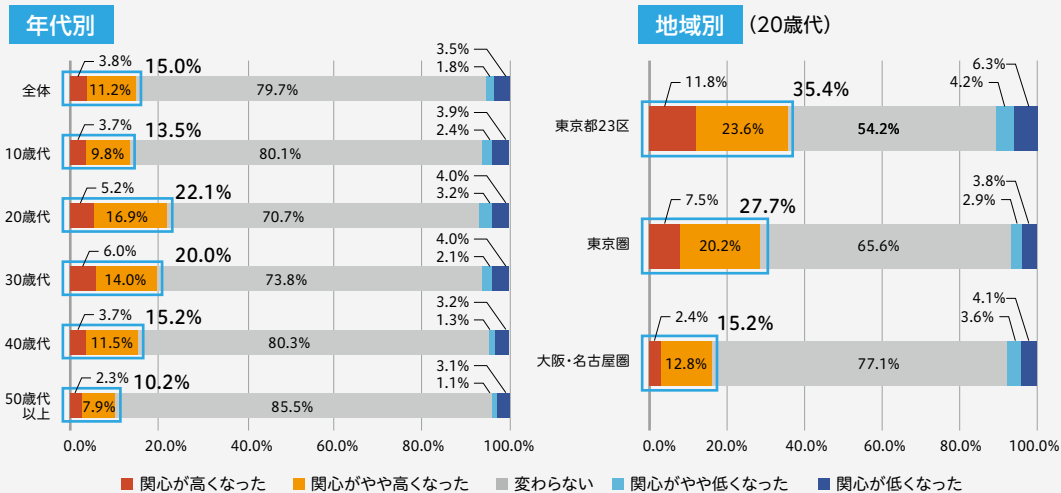
年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3*
移住者数	29	36	43	64	50	33

※R4.1末 (資料：企画定住課)

内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

地方移住への関心

○年代別では20歳代、地域別では東京都23区に住む者の地方移住への関心は高まっている。



施策の方向

①支援窓口、情報発信の充実

- 糸魚川暮らし相談窓口のワンストップ化を図るとともに、オンライン移住相談の充実、本市の魅力や活躍している人のライフスタイルをホームページやSNS等で情報発信し、多様な働き方や暮らし方を望む声に対応していきます。
- 本市出身大学生等がふるさとにUターンする機運を醸成するためのネットワークを構築し、各種座談会や学生と企業をつなぐ取組から地域の担い手となる人材の確保に努めます。

②受入態勢の充実

- 地域における担い手として、また企業採用の際の移住者に対する理解や受入意識を醸成するための研修会を実施し、糸魚川暮らしや仕事を体験できるインターンシップ事業等の受入先となるよう事業を推進します。

③支援制度の確立

- 本市で円滑に暮らし始めるためのセミオーダー型移住体験ツアーの実施、賃貸住宅家賃や修学資金返済に対する経済支援をはじめ、首都圏クリエイター等の人材誘致や登録制度を行い、テレワークや二地域居住の「暮らす・働く」にも対応できる魅力ある糸魚川暮らしを提案します。



移住サポートサイト「わたしのいと」

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
支援制度利用による移住者数	50人	70人	90人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
地域や事業者は、地域の将来を考えて、移住者受入れに向けた話し合いを行い、各々が求める人材に対する受入態勢の構築に努めます。	移住希望者に対する支援事業を行うとともに、市民、地域、事業者の受入活動を支援します。

第3節 自主自立の市民活動の推進



1 自主自立の市民活動の推進

基本方針

住み続けられる地域、住みよい地域に向けて、市民・行政・地域が協働し、持続可能な地域づくりを推進します。

● 現状と課題

- 地域活動を担う若者やリーダーが不足しており、地域の活動維持のために育成が必要です。
- 地域づくり活動を継続していくため、引き続き活動支援と合わせて、新たな地域づくりの展開や団体設立を促していく必要があります。
- 自主自立の地域づくり活動につなげるため、引き続き地域づくりプランの取組を推進していきます。
- 中山間地域においては高齢化率が高いことから、地域の実情に沿った地域づくり活動の進め方を検討する必要があります。
- 過疎化・高齢化により、自治組織の役員の担い手不足など、集落機能の維持や活動が困難になってきており、支援が必要です。

● トピック

◆ 地区集会施設整備助成件数

地区集会施設整備補助金を受けて新築、修繕等を実施した地区数 (単位: 地区)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
新築・改築等			1		
修繕	13	10	11	12	7
取壊し					2
耐震・災害				1	5
計	13	10	12	13	14

▶ 毎年10数件の利用で推移しています。

◆ 地域づくりプラン取組地区数

(単位: 地区)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
策定	3	2	0	2	1
実現補助	5	9	9	8	8

▶ 着実に取組件数が増加しています。地域づくりプラン実現事業補助金は、原則5年間の補助期間となっています。

◆ 集落支援員の配置人数

(単位: 人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
配置人数	7	11	11	11	11

▶ 主に中山間地域の高齢化率が高く、地域づくりに取り組む地区に集落支援員を配置しています。

◆ まちづくりパワーアップ事業

(単位: 団体)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
ソフト	4	3	2	2	3
ハード	1	2	1	1	1

▶ 市民等が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。

◆ 若者の力による地域活性化交流事業

(単位: 団体)

年度	H28	H29	H30	R1	R2
通常分	2	1	2	3	0
復興分	0	1	2	0	0

▶ 若者が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。復興分は駅北大火エリア(中央、大町、新七、緑町の4区)での実施分です。

(資料: 企画定住課)

施策の方向

①人材育成

- リーダーの育成や地域活動を支援する中間支援組織の設立・育成を推進します。
- 地域活動の維持、活性化のため、多世代の協働を促進し、次世代の地域活動の担い手の育成に努めます。
- ジオパーク資源を地域づくりに活用できるよう、住民に対する学術的支援を推進します。

②まちづくり団体の育成支援

- まちづくり団体の新たな活動展開や、新たな団体の立ち上がりを支援するとともに、活動のステップアップとして地域と一体となった活動展開を促進します。

③地域づくり活動の促進

- 市民自ら地域課題を認識し、地域の将来像や主な取組を明らかにする地域づくりプランの策定を促進します。
- 地域づくりプランに基づいて市民が取り組む自主的・主体的な活動を促進します。
- 地域づくりプランの活動を更に展開・継続していくための活動を支援します。
- 地域が主体的に取り組む地域の支え合いの活動を促進します。

④地域づくり活動への人材支援

- 地域担当者、集落支援員を配置し、地域づくり活動を支援します。
- 地域おこし協力隊や大学連携を通じて、地域づくりをサポートする外部人材により地域活動を支援するとともに、本市と関わりを持った人が、続けて活動を展開できるよう努めます。

⑤自治組織への支援

- 地域担当職員による情報提供や相談対応により、自治組織の運営を支援します。
- 自治組織が取り組む集会施設整備を支援し、自治組織の運営を支援します。
- 集落支援員を配置し、地域活動の支援や地域の見守り巡回、支え合い活動の取組等、集落機能の維持や活動を支援します。
- 大学連携等による外部人材との地域交流により、自治組織の活性化を促進します。

● 施策指標

指 標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
地域づくりプラン策定地区数	14地区	18地区	22地区

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や地域は、地域活動の主役であり、自らが主体となって地域の課題等を自分事と考え、関心を持ち、地域活動に積極的に参加するよう努めます。	市民の様々な地域活動を支援し、地域や市民と手を携えて進める協働による地域活動を進めます。